

# 10月1日から 住居表示を実施

住居表示制度は、土地の地番による住所から、道路などに沿って規則正しく連続した住所に区域全体で住所を付け直すことです。

住居表示実施に伴い、住所が一斉に変更になります。対象となる方は、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カード、外国人登録証明書、特別永住者証明書、金融機関、保険会社、法人(商業)登記簿など、各住所変更のご協力をお願いします。

なお、新住所決定通知書を8月上旬に、住所変更手続きの案内および関係書類は9月上旬に送付予定です。

**対象地域** 天神町一・二丁目(回田道の西側を除く)、大沼町一丁目(西武新宿線の南側)

※天神町は、一丁目から四丁目に分割されます(西武新宿線南側の大沼町)

## 第2次行政再構築プランの 平成24年度末の進捗状況 および 平成25年度当初の計画

市では、限られた財源や人的資源の中で、市民本位の質の高い行政サービスを効果的に提供していくため、「小平市第2次行政再構築プラン」に基づいた取り組みを進めています。

平成24年度末の進捗状況は表1の通りです。

行政再構築推進委員会における意見・助言は表2の通りです。



表1 各プログラムの進捗状況(平成24年度末)

分野	予定以上に進捗(S)	予定どおりに進捗(A)	予定よりも遅れている(B)
I 地域協働の推進(15項目)	1	13	1
II 情報の共有と双方向のコミュニケーション(5項目)	1	4	0
III PDCAサイクルの構築(7項目)	0	7	0
IV 財政基盤の強化(18項目)	0	14	4
V 執行体制の再構築(17項目)	0	17	0
計	2	55	5

※第2次行政再構築プランは、市政資料コーナー(市役所1階)、図書館、公民館でご覧いただけます。また、市政資料コーナーでは販売もしています(一部百円)。

※第2次行政再構築プランの進捗状況、委員意見などは、小平市ホームページでもご覧いただけます。問合せ 行政経営課☎042(346)9756

町一丁目、天神町二丁目となりま(800字程度)と、応募用紙に必要事項を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ)、電子メール可) ※応募要領などは児童課(市役所2階)などで配布しています。また、小平市ホームページからもダウンロードできます。

### 子ども・子育て 審議会委員募集

子ども・子育て支援の施策や事業計画の策定、実施状況などを調査審議する審議会です。子育て当事者の意見を反映させるため、男女を問わず委員を募集します。

**応募資格** ▽市内に住所を有し、応募時に、0歳から小学生までのお子さんがいる保護者  
▽年4回程度、平日の午後開催する審議会に出席できる方  
※他の審議会などの公募委員は応募できません。

**募集人数** 7人以内  
**任期** 平成27年3月31日まで  
**報酬** 1万2千円(日額)  
**申込み** 7月19日(金)の午後5時までに、「市の子育て支援事業に対する評価と課題」をテーマにした作文

▽退職者 吉富泉(四小校長)、若林彰(前六

表2 行政再構築推進委員会における主な意見・助言

意見の分類	委員からの意見の要旨
プラン全般	各プログラムで、目標達成したらプログラム自体を終えるのか、新たな目標を設定するのか。見直しは状況の変化に応じて実施していくべきで、もう少し市民の目線に立って頻度を上げて取り組むべき。 市全体で大きな課題設定をして、スクラップアンドビルドを実施できないか。市から示されたスクラップの総額が、1桁、2桁少ないと感じる。従前から、市財政は厳しいと説明されていて、改善する場合も悪化する場面もわずかで、財政の硬直性が高い。こうした点は、いずれ職員のモラルにも影響してくる。 S、A、Bという評価は何のためにあるのかを再度捉え直してもらいたい。現時点での進捗に対する評価だけではなく、今後に向けて取り組みを進めていくための評価ではないのか。成果指標が未達成、または計画通りの内容を実施できなかった取り組みについて、総合的に見てA評価とするよりも、最終的な目標達成に向けて、どういう方向性であるべきかという視点から評価をするべき。
地域コミュニティの形態や期待される役割等についての検討	地域連絡会の参加団体に、コンビニエンスストアや事業所がなぜ入ってこないのか。安心・安全の観点からは、消防、警察も入ってほしい。いろいろな団体が参加しているが、行政が対処しやすい団体を集めただけのように見えるので、もう少し踏み込んでほしい。CSR*の観点からすれば、コンビニや他の事業所も地域に貢献していきたいと考えていると思うがどうか。 地域連絡会は一つの進捗した要素である。他部門で実施している協働の取り組みも横方向に展開していき、各組織が横の取り組みを知るという積み上げが重要である。協働は目的ではなく、手段だから、ハンドブックという形にするだけではなく、生の情報を横方向に展開する必要がある。行政に対する市民ニーズを、縦割りで受けるのは難しいため、常に他組織との連携を意識しながら、成功、失敗にかかわらず事例を積み重ねていってほしい。
新聞やテレビ等を通じた情報発信の充実	地域コミュニティづくりを含めて、市民の市政への参加意識や行動をどのように盛り上げていくか。市政への参加意識を高めるためにも、小平市の良好な事例をメディアにうまく取り上げてもらう必要がある。
公共施設に係る組織横断的なマネジメント体制の構築に向けた検討	市の財政面から考えても、公共施設は大胆に見直ししていく必要がある。機能別や対象年代別に建設されている現在の公共施設は、非常に非効率である。地域センターと公民館がそれぞれ存在しているが、重複感があり、統廃合の対象となりうる。地域にはスーパーや工場などの民間事業者のストックが多様であり、それらを活用してもらいたいことも考えれば、相当施設の再編ができるだろう。

\*CSR: Corporate Social Responsibilityの略称。「企業の社会的責任」と訳される。

### 教育功労者を表彰

6月20日(木)に、市の教育に功勞のあった方の表彰式が市役所で行われ、次の方が感謝状を受けられました(敬称略)。

**▽退職者**  
吉富泉(四小校長)、若林彰(前六

### インターネット上で 手数料などの フレットカード 納付を開始

インターネット上で一部の手数料などのフレットカードの納付を開始しました。

Pay-easy  
ペイジーマーク

### 中小企業者向け 省エネ促進税制 法人事業税・ 個人事業税の減免

都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネ設備などの取得を税制面で支援するため、都内の中小規模事業者などで、特定の省エネ設備などを取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

減免を受けるには、事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類を提出してください。

※詳しくは、主税局ホームページの「東京版 環境減税について」をご覧ください。

問合せ ▽中小企業者向け省エネ促進税制に関すること: 立川都税事務所 法人事業税係・個人事業税係 ☎03(5388)3408

# 今月の税

7月

※納付は、7月31日(水)の納期限までにお願います。  
※国民健康保険税の納税通知書は7月8日(月)より順次発送します。

## 夜間納税窓口

7月25日(木)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

7月25日(木) 午後5時~8時

※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。

問合せ 収納課☎042(346)9527・9528

## 審議会などの 目録

それぞれ傍聴できます。

◆第2回 図書館協議会  
とき 7月11日(木) 午後2時から  
中央図書館2階会議室  
定員 10人  
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

◆第3回 公民館運営審議会  
とき 7月16日(火) 午後1時30分から  
中央公民館会議室  
定員 5人  
申込み 当日、午後1時から20分前

◆第1回 住居表示整備審議会  
とき 7月23日(火) 午後2時~4時  
市役所3階庁議室  
定員 10人  
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 市民課☎042(346)9520

◆第1回 住居表示整備審議会  
とき 7月23日(火) 午後2時~4時  
市役所3階庁議室  
定員 10人  
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 市民課☎042(346)9520